

下呂市公営住宅(地域対応活用住宅)入居者募集要領

1. 募集概要

本事業では公営住宅の空き住戸を社宅等として活用し、下呂市の産業を支えるために雇用された外国人材を含む市外居住者等に対して本市における居住環境を整えるとともに、地域活力の向上を図ることを目的として、この度、公営住宅の空き住戸を社宅等として活用する事業者を募集します。

2. 募集住宅(公営住宅)

団地名称	所在地	種別	間取り	募集戸数
塚田住宅	下呂市森	耐火5階建	3K	1戸
森住宅	下呂市森	耐火4階建	3K	1戸
かしなら団地	下呂市萩原町桜洞	木造平屋	3LDK	2戸
相原団地	下呂市金山町金山	耐火3階建	3DK	1戸
中宮団地	下呂市金山町金山	耐火3階建	3DK	3戸
惣島団地	下呂市馬瀬惣島	木造平屋	3DK	1戸
中切団地	下呂市馬瀬中切	木造平屋	3DK	1戸

3. 家賃

- ・近傍同種の住宅の家賃以下とします。※別途、共益費、地区費がかかります。

4. 敷金

- ・家賃の3か月分。入居前にご入金をお願いします。

5. 応募要件等

応募者は、以下の要件を満たす事業者等です。(個人での応募はできません)

(1)応募事業者の要件

- ①市内に事業所を置く事業者等
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその他反社会的団体並びにそれら構成員等からなる団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反する活動を行なっている団体でないこと。
- ③市税等に滞納がないこと。

(2)入居する従業員等(外国人技能実習生等を含む)の要件

- ①応募事業者等の従業員等であること。
- ②日本国内で住民登録されていること。
- ③入居する従業員等または、同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ④当年度及び前年度の市税等に滞納がないこと。
- ⑤シェアハウスとして使用する場合は、1人あたり居住面積 7.5 m²以上の住宅に限り、単身者3名ま

での入居であること。

(3)応募にあたっての留意事項

- ①利用にあたっては、各種法令等を満たすとともに、必要な届出、手続き等については各事業者の責任において行ってください。
- ②事業者または入居する従業員は、地域で行われる活動（例：清掃活動など）に積極的に参加してください。また、事業者は入居を開始する前に地元区長や近隣住民にあいさつを行い、入居した後も従業員と地域との顔つなぎなどを行なってください。
- ③住宅は入居立ち会い時の現状設備による引渡しとします。居住性向上のための設備交換や修繕等は事業者の負担で行ってください。また、入居期間中の住宅は事業者の管理とします。

6. 入居事業者の選考方法

入居事業者の選定は、受付期間後に実施します。申込者が同一の部屋に競合する場合は、抽選により決定し、抽選方法は対象者別に連絡します。なお、入居可否の結果は申込者全員に通知致します。

7. 入居開始時期

令和7年3月3日開始予定

8. 入居可能期間

入居日から原則1年間（更新可能です）

9. 入居申込書の配布及び受付・相談場所

（書類配布及び提出先）

下呂市役所まちづくり推進部まちづくり推進課（下呂市森960番地）

（郵送物提出先）

〒509-2295 下呂市役所まちづくり推進部まちづくり推進課住宅係

10. 申込受付日

令和7年2月26日（水） 午前8時30分～午後5時00分 まで（正午から午後1時までを除く）

上記受付日の申込者が同一の部屋に競合する場合は、抽選により決定とします。同日に申込のなかった住宅については、継続して受付を行い申し込み順に決定します。

但し、土曜日・日曜日・祝日を除く。

11. 申込方法及び提出書類

以下の書類を郵送又は市役所に直接お持ちいただく等により提出して下さい。

- ①地域対応活用住宅使用申請書（様式第1号）
- ②地域対応活用住宅使用申請に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③法人事業概況説明書の写し
- ④履歴事項全部証明書または登記事項証明書の写し（3か月以内）

⑤その他市長が必要と認める書類

※提出様式等については相談時にご説明します。

12. その他

(1) 手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。

(2) 下呂市と事業者との誓約については、入居決定後に改めてご連絡致します。

【 お問い合わせ 】

下呂市まちづくり推進部まちづくり推進課住宅係 電話：(0576) 24-2222 (内線 254)